

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 五〇六
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件 五〇八
- 公告
- 一般競争入札を行う件 五〇九
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件 五一一
- 福島県公安委員会
- 道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件 五二二

告 示

福島県告示第六百七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十九年九月十四日救急病院として認定した。

平成二十九年九月十五日

名称	所在地	福島県知事	内 堀 雅 雄
一般財団法人大原記念財団大原医療センター	福島市鎌田字中江三三	認定有効期限	平成三二年九月一三日

（地域医療課）

福島県告示第六百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十九年九月十五日から平成三十年一月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・

商工労働課及び榊葉町新産業創造室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年九月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
榊葉商業ゾーン施設計画 福島県双葉郡榊葉町大字北田字中満地内
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
 - 名称 榊葉町
 - 代表者の氏名 町長 松本 幸英
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - (一) 名称 株式会社ネモト
 - 代表者の氏名 代表取締役 根本 茂樹
 - 住所 福島県いわき市平塩字出口一九番地一
 - 名称 株式会社コメリ
 - 代表者の氏名 代表取締役 捧 雄一郎
 - 住所 新潟県新潟市南区清水四五〇一番地一
 - (三) 氏名 八橋 真樹
 - 住所 福島県いわき市小名浜大原小滝町七番地一三
 - 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成三十年四月一日
 - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千八百四十四平方メートル
 - 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - 収容台数 百十三台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - 収容台数 十九台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - 面積 百二十八平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - 容量 十三立方メートル
 - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

公 告

- 七 届出年月日
平成二十九年九月四日
- (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)
- (一) 開店時刻 午前六時三十分
(二) 閉店時刻 午後十時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前六時から午後十時三十分まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (一) 数 三か所
(二) 位置 別紙図面のとおり
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
二十四時間

公告第193号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県県中保健福祉事務所ほか13施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年9月15日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県県中保健福祉事務所ほか13施設の電気供給業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 平成29年12月1日から平成30年11月30日まで
- (4) 供給場所 福島県県中保健福祉事務所（福島県須賀川市旭町153番1）ほか13施設
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。

- (5) 福島県が示す予定使用電気量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成29年10月6日(金)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課
電話024-521-7220
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成29年10月6日(金)午後5時15分まで必着とする。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、平成29年9月15日(金)から同年10月6日(金)まで(土曜日、日曜日及び同年9月18日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成29年9月29日(金)午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
(1) 日時 平成29年11月1日(水)午後1時30分
(2) 場所 福島県自治会館8階802会議室(福島県福島市中町8番2号)
(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成29年10月31日(火)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。
(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
(4) 契約書作成の要否 要
(5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Electricity Supply for use at the Ken-chu Public Health and Welfare Office and 13 other facilities 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30p.m., 1 November 2017
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:15p.m., 31 October 2017
- (4) Contact point for the notice : General Affairs Division, Social Health and Welfare Section, Social Health and Welfare Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima, 960-8670 Japan TEL024-521-7220

(保健福祉総務課)

公告第百九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十九年九月十五日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
只見町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 菅家 三雄

同 小沼 武夫

同 佐藤 好正

同 増田 栄助

同 五十嵐 定松

同 佐藤 隆之

同 菅家 達朗

同 八久保 国夫

同 横山 治夫

同 佐藤 孝輝

同 目黒 良樹

同 星 粒一

同 矢澤 照嘉

就任した役員

役別 氏名

理事 菅家 三雄

同 小沼 武夫

同 佐藤 好正

同 増田 栄助

同 五十嵐 定松

同 佐藤 隆之

同 八久保 国夫

同 菅家 達朗

同 目黒 良樹

同 星 粒一

同 矢澤 照嘉

住所

南会津郡只見町大字只見字雨堤一〇五四番地の二

同 郡同 町大字黒谷字町四八八番地の三

同 郡同 町大字福井字宮ノ前五一六番地

同 郡同 町大字小川字下村一一〇番地の一

同 郡同 町大字福井字前田表八四番地の二

同 郡同 町大字福井字曲戸五五六番地の二

同 郡同 町大字黒谷字篠田一三三三番地

同 郡同 町大字黒谷字篠田一三三三番地

同 郡同 町大字榎戸字下モ方九〇八番地

同 郡同 町大字小林字下照岡四七五番地

同 郡同 町大字熊倉字居平三三九四番地

同 郡同 町大字福井字仲町二六五番地の一

同 郡同 町大字黒谷字沖一六九四番地の一

住所

南会津郡只見町大字只見字雨堤一〇五四番地の二

同 郡同 町大字黒谷字町四八八番地の三

同 郡同 町大字福井字宮ノ前五一六番地

同 郡同 町大字小川字下村一一〇番地の一

同 郡同 町大字福井字前田表八四番地の二

同 郡同 町大字福井字曲戸五五六番地の二

同 郡同 町大字黒谷字篠田一三三三番地

同 郡同 町大字黒谷字篠田一三三三番地

同 郡同 町大字熊倉字居平三三九四番地

同 郡同 町大字福井字仲町二六五番地の一

同 郡同 町大字黒谷字沖一六九四番地の一

(農村計画課)

福島県公安委員会告示第50号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定をした。

平成29年9月15日

福島県公安委員会委員長 渋 佐 克 之

- 運転免許取得者教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者教育の業務を行う施設の名称及び所在地
名称 株式会社平中央自動車学校
住所 福島県いわき市内郷小島町天ノ田15番地の2
代表者の氏名 田代 一雄
施設の名称 平中央自動車学校
施設の所在地 福島県いわき市内郷小島町天ノ田15番地
- 認定をした運転免許取得者教育の課程の区分及び名称
 - 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第3号及び第6号に掲げる課程 高齢者講習同等の課程
 - 規則第1条第6号に掲げる課程 更新時講習同等の課程
- 認定年月日
平成29年9月5日

（運転免許課）